

三木町国際交流事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、カナダ・ディズベリー町との交流事業（以下「事業」という。）を推進し、住民相互の親善と教育、芸術・文化、産業等の振興を図るため、町内の団体に対し、予算の範囲内において事業の実施に要する経費の一部を補助することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、町費による研修若しくは出張又は他の補助制度による補助金の交付を受けての事業は、除くものとする。

- (1) 町内に居住する5人以上の者（以下「参加者」という。）で構成する団体がディズベリー町を親善訪問する事業。ただし、同一人に対する補助は、2年間に1回を限度とする。
- (2) ディズベリー町で開催される行事等に派遣する事業

2 前項に掲げる事業は、原則としてアルバータ州内に1泊以上するものとする。

(交付限度額)

第3条 補助金の交付限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事業の補助は、1団体20人以内とし、参加者1人につき70,000円を限度とする。ただし、補助金の交付を受けることができる参加者は、中学生以上の者とする。
- (2) 前条第1項第2号に掲げる事業の限度額は、別に定めるものとする。

2 前項第1号に掲げる参加者（参加者が未成年者である場合は、当該未成年者及びその保護者）が町税（国民健康保険税を含む。）を滞納しているときは、当該参加者は補助を受けることができない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、国際交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定により提出された申請書等を三木町国際交流事業推進委員会で審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日までに、

国際交流事業実績報告書（様式第2号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第7条 町長は、必要と認める事業については、補助金の概算払をすることができるものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、補助事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができるものとする。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この規程に違反したとき、又は補助事業に関して不正があったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当と認められたとき。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。